

障害者の就労支援への取組について



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

サポセンPR動画は
こちらから！



埼玉県産業労働部雇用労働課
(障害者雇用総合サポートセンター)

本日の内容

- 1 法定雇用率とは
- 2 埼玉県の障害者雇用の現状
- 3 埼玉県の障害者就労支援の特徴
- 4 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

1 法定雇用率とは

法定雇用率とは…

「障害者雇用促進法」において、民間企業等が、従業員の一定割合以上の障害者を雇用しなければならないとされている、一定の割合のこと。

民間企業	国、地方公共団体等	都道府県等の教育委員会
2.3%	2.6%	2.5%
43.5人以上	38.5人以上	40.0人以上規模

例) 常用労働者数100人の企業の法定雇用障害者数

$$100人 \times 2.3\% = \underline{2人} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

※常用労働者：週30時間以上勤務

短時間労働者（週20時間以上30時間未満勤務）は0.5換算

「障害者雇用促進法」における障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者

身体障害者

知的障害者

精神障害者

精神障害者保健
福祉手帳所持者

統合失調症、そう
うつ病、てんかん
(手帳所持者を除く)

左記以外

- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者
- ・高次脳機能障害
など

雇用義務の対象

障害者雇用率の算定対象

2 埼玉県障害者雇用の現状

埼玉県の障害者雇用率の推移

H23 全国最下位

H29 初の法定雇用率達成

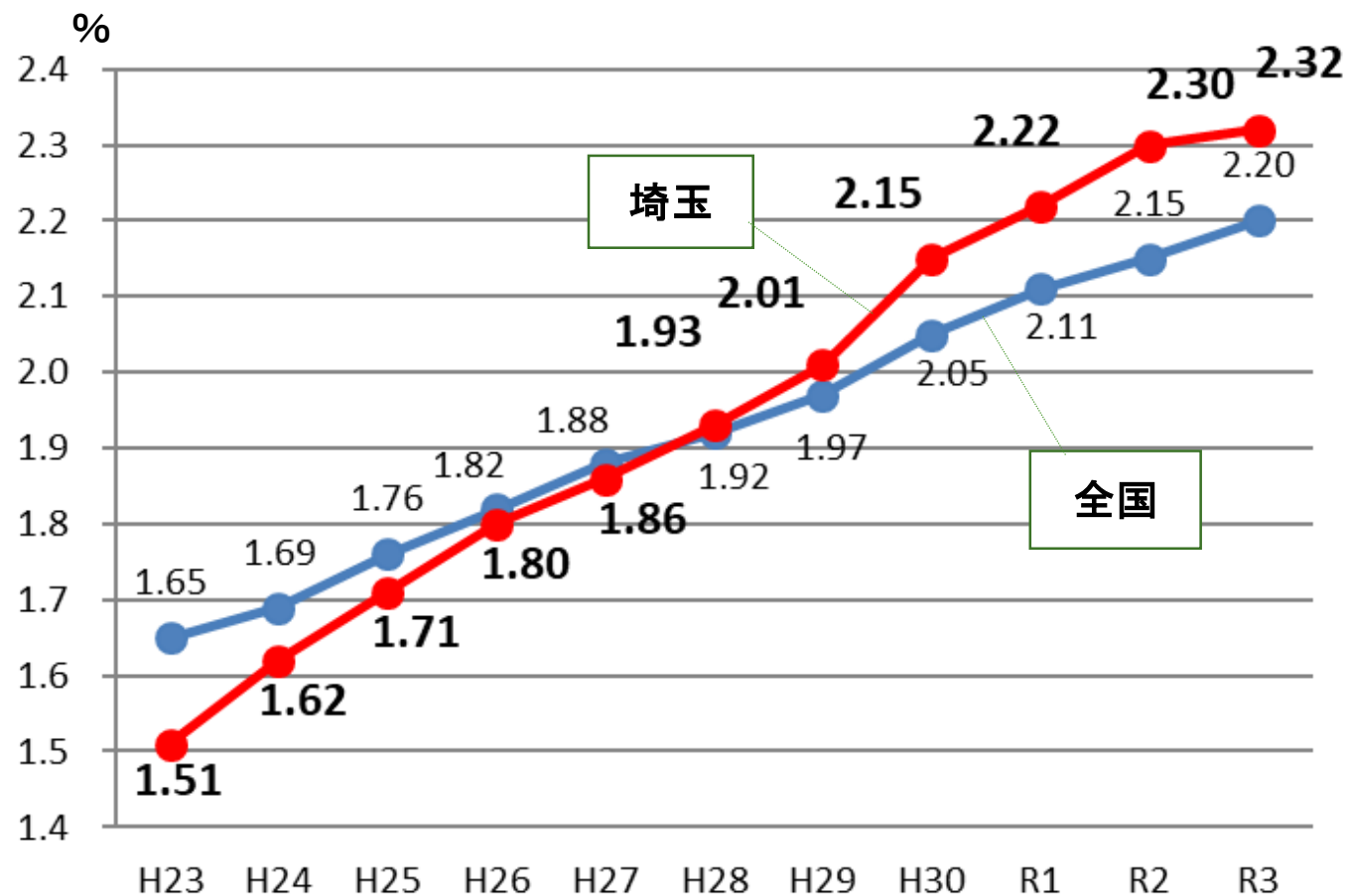
(※当時2.0%)

R3年6月1日時点の状況

▶障害者雇用率 **2.32%**
(全国22位)

※法定雇用率 2.3%

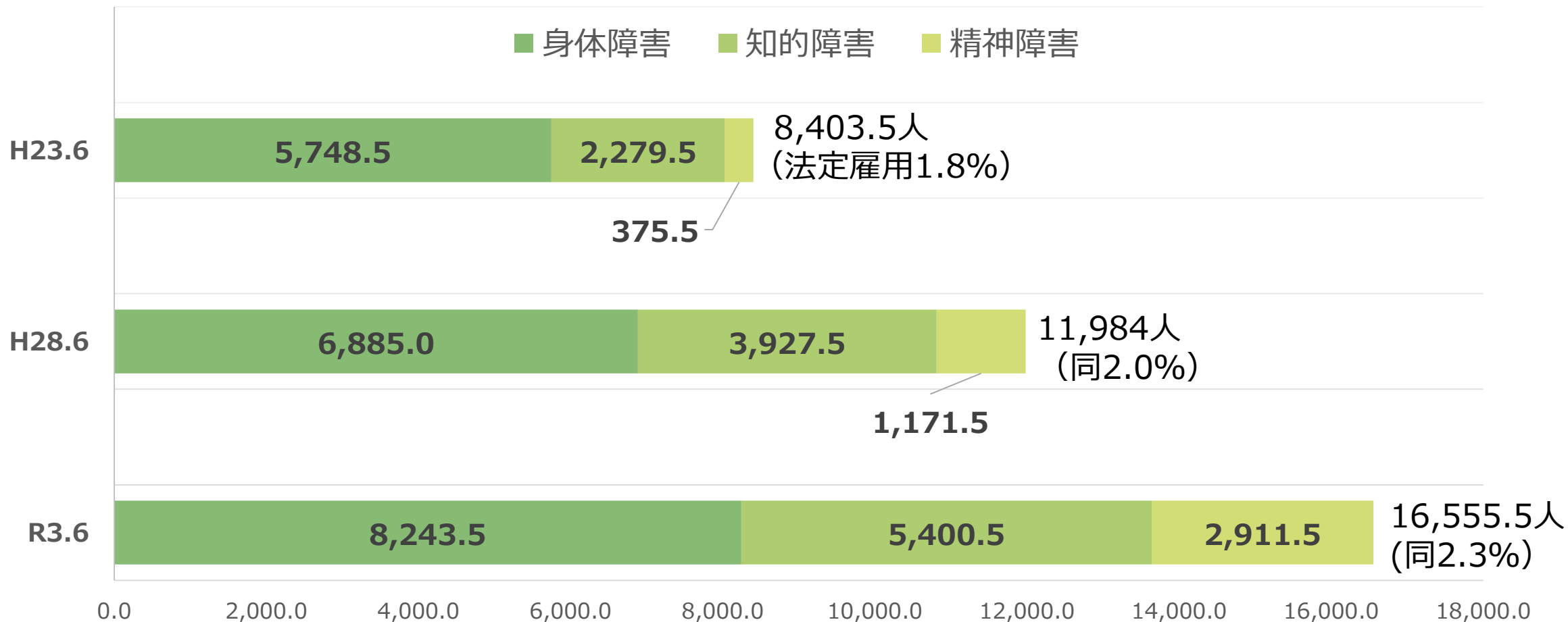
▶達成企業割合 **47.8%**



近県の民間企業の障害者雇用状況（R3.6.1）

都県名	障害者雇用率	全国順位	雇用率達成企業割合
埼玉県	2.32%	(22位)	47.8%
栃木県	2.26%	(28位)	54.4%
群馬県	2.19%	(37位)	55.1%
茨城県	2.17%	(39位)	49.3%
神奈川県	2.16%	(40位)	44.6%
千葉県	2.15%	(42位)	49.0%
東京都	2.09%	(47位)	30.9%

県内企業の障害種別雇用状況 (R3.6.1)



3 埼玉県障害者就労支援の特徴

埼玉県においては、障害者本人の就労を

障害者就業・生活支援
センター（ナカポツ）

埼玉県独自

市町村障害者
就労支援センター

埼玉労働局
ハローワーク

埼玉障害者職業センター
（（独）高齢・障害・求職者
雇用支援機構埼玉支部）

福祉サービス事業所
（就労移行支援事業所など）

などの機関が、相互に連携を図って支援しています。

障害者就業・生活支援センターとは

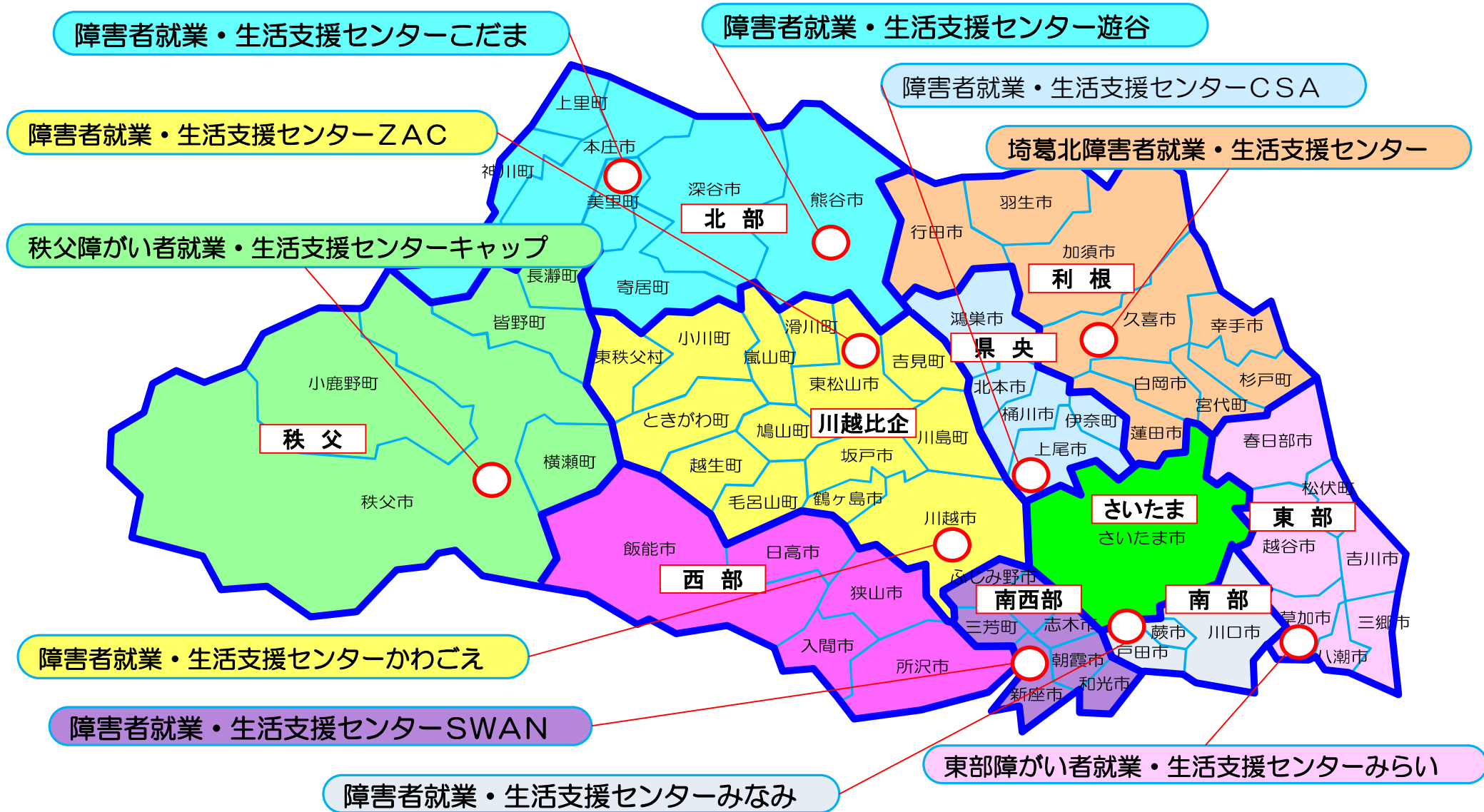
- 障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っています。
- 都道府県知事が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき指定し、国と都道府県から事業を委託された民間の事業者などが運営しています。（県内10カ所、全国338カ所 R4.4.1時点）
- 一般企業で働きたい障害者や、障害者の雇用に取り組んでいる企業などの相談や支援を行います。

市町村障害者就労支援センターとは

- 障害のある方の就労機会の拡大を図るために、市町村が設置する支援機関です。（県内41カ所）
- 各市町村が、直接または民間の事業者などに委託して運営しています。
- 障害者やその家族の求めに応じて、仕事に関する相談や就職するための準備などのお手伝いをしています。
- 市町村障害者就労支援センターは、最も身近な相談窓口です。

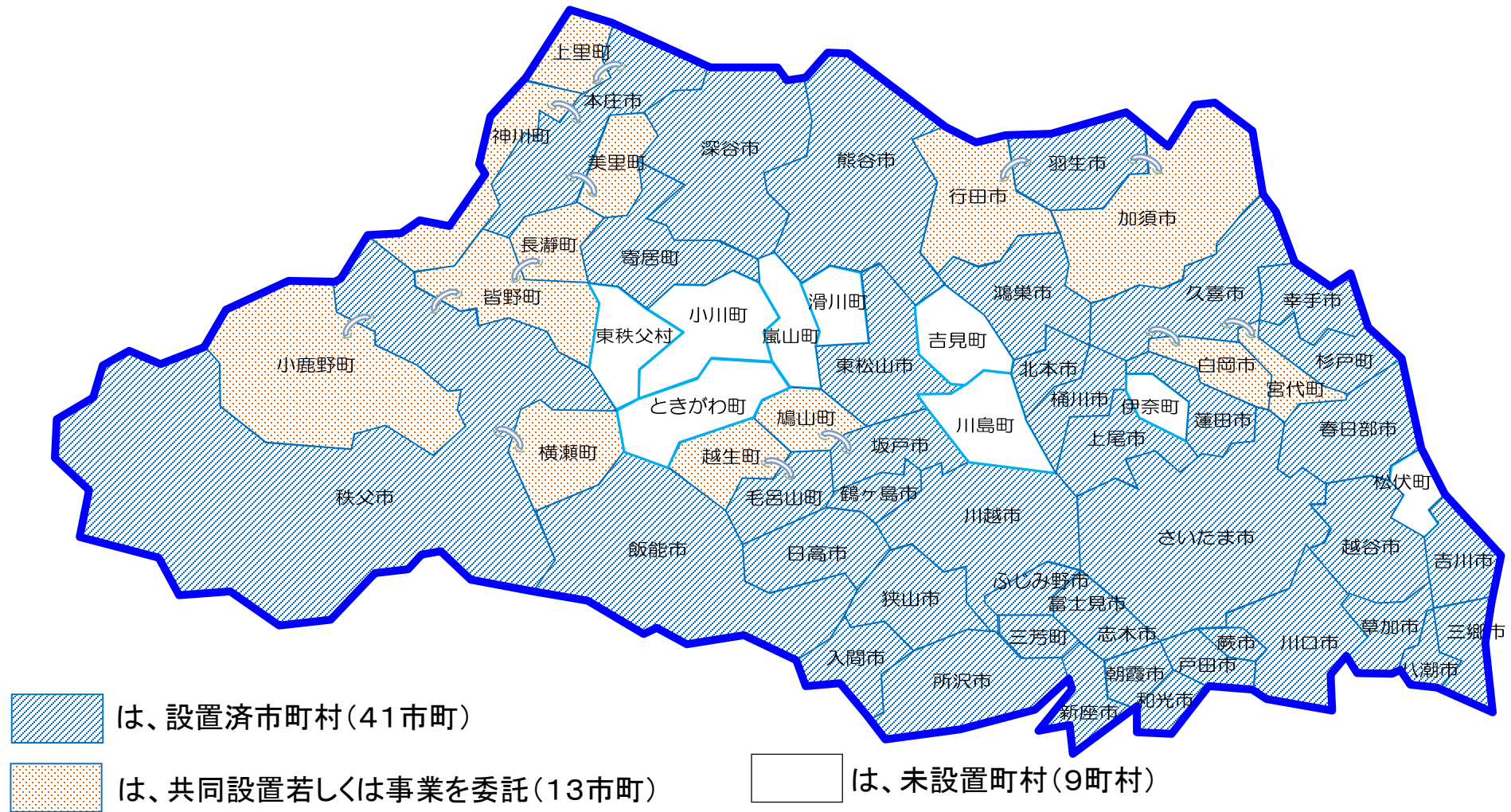
障害者就業・生活支援センターの設置状況

- 障害者就業・生活支援センターは、10障害保健福祉圏域のうち8圏域に10か所設置されています。

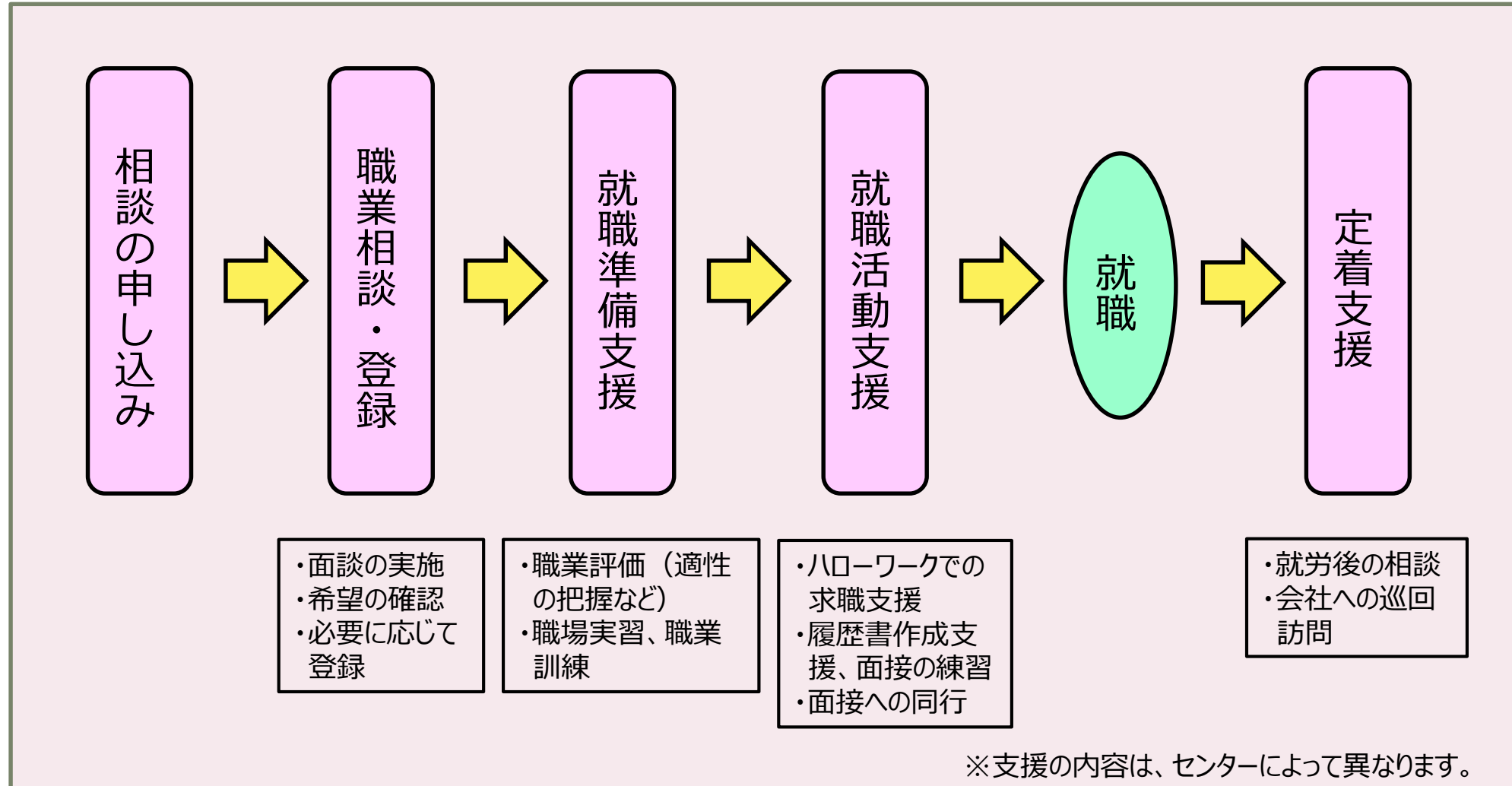


市町村障害者就労支援センター設置状況

○ 市町村障害者就労支援センターは、41か所に設置されています。

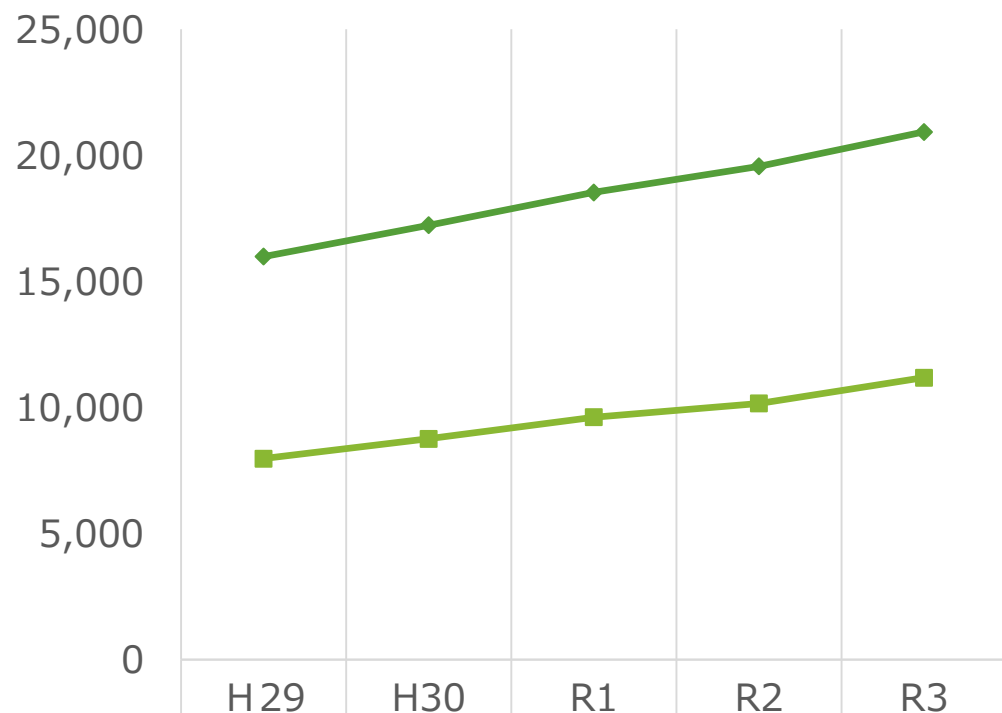


一般的な支援の流れ

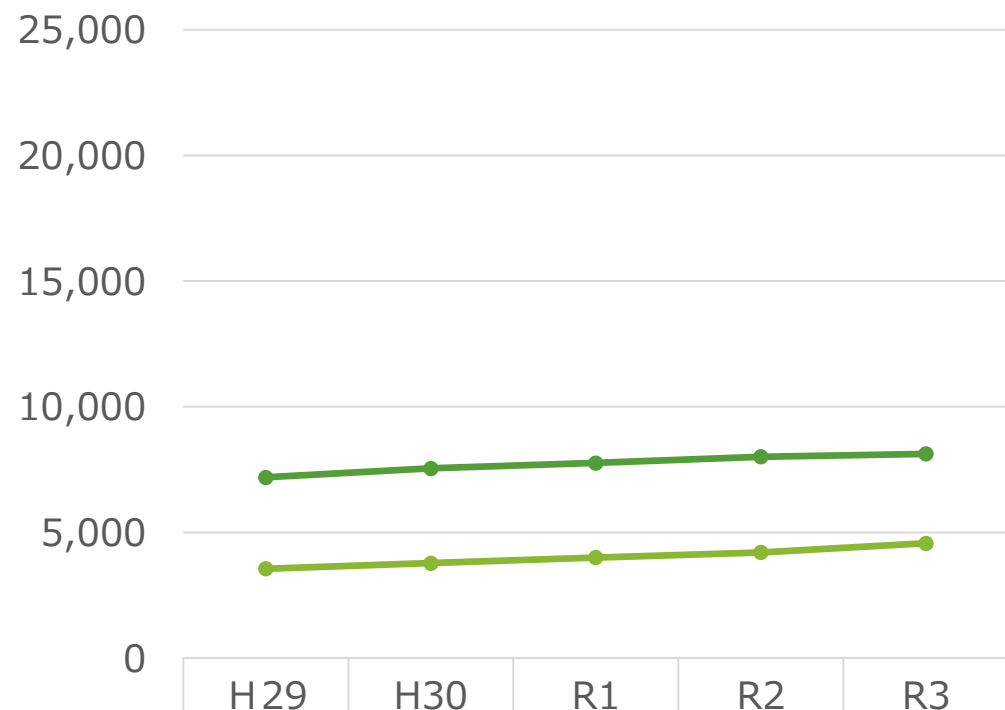


各センターの利用状況

市町村就労支援センター（41か所）



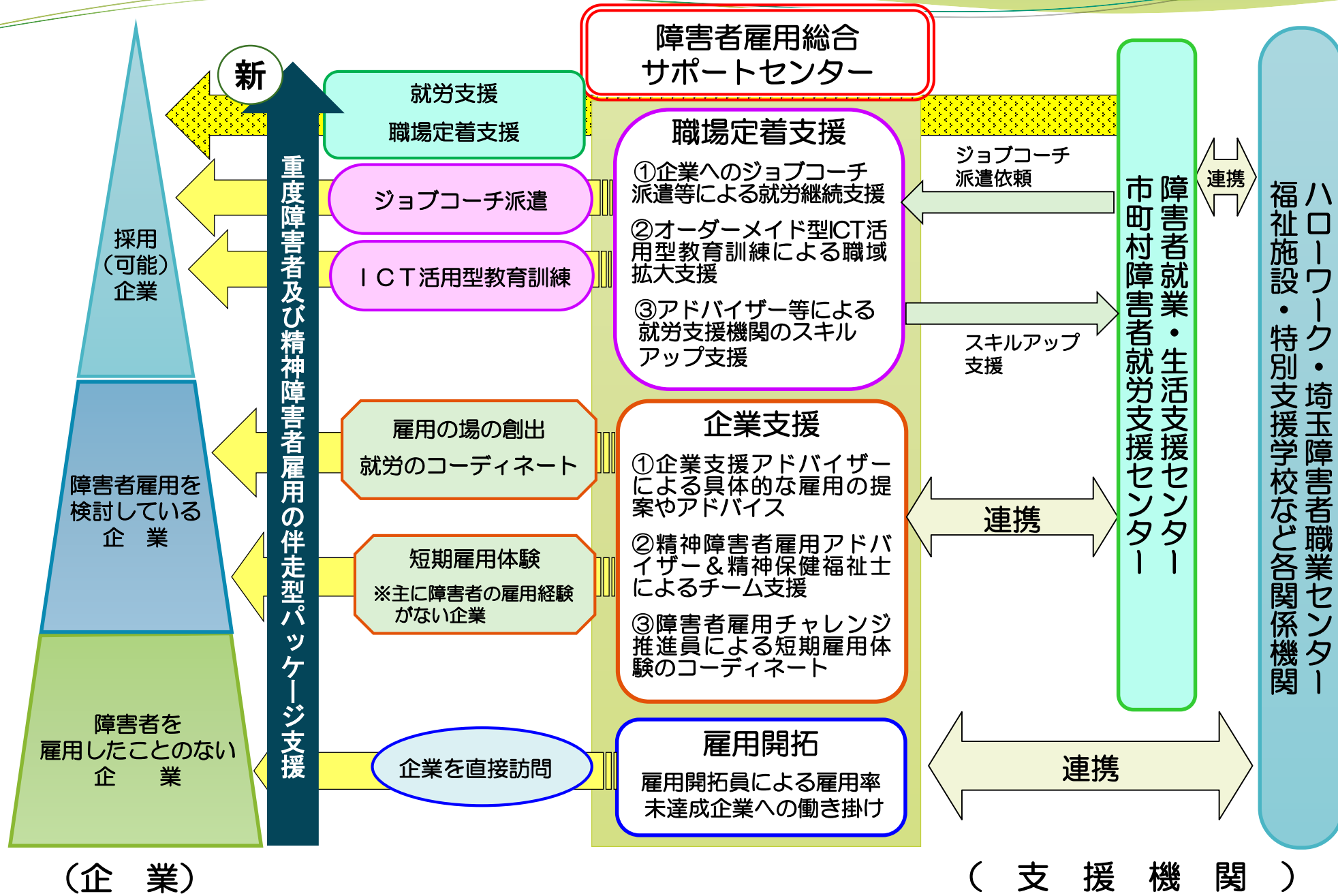
障害者就業・生活支援センター（10か所）



(いずれも年度末)

4 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター ～「企業」の「障害者雇用」を支援～

埼玉県の障害者雇用支援体制の概要 (R4年度)



埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（愛称：サポセン）

▶ 「企業の障害者雇用」を支援することを目的に県が設置

<3つの機能>

雇用開拓

● 雇用開拓員の企業訪問

- ・ 障害者の法定雇用率が未達成の企業を訪問し障害者雇用のメリットをご説明します。

● 障害者雇用制度の紹介

- ・ 障害者雇用制度の仕組みや各種助成制度についてご説明します。
- ・ サポートセンターの支援内容をご紹介します。

企業支援

● 障害者雇用の支援

- ・ 企業を訪問し、専門的な助言や提案をします。
- ・ 障害者の短期雇用体験実習生の受入れを提案

障害者雇用ヘルプデスク

こよを つないで

☎ 0120-540-271

ちょっとした質問やお悩みに専門スタッフが
お答えします。

定着支援

● ジョブコーチの派遣

- ・ 障害者が職場に適応できるように、一定期間ジョブコーチを派遣して、
障害者の支援と企業への助言を行います。

● 職場定着支援

- ・ 地域の支援機関と協働して、障害者が安心して長く働けるよう支援を行います。

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

(1) 雇用開拓

- 障害者雇用開拓員が、0人企業を中心に未達成企業を訪問
(特に100人以下の企業を訪問)
 - 障害者雇用制度の仕組み
 - 埼玉県の支援スキーム (関係機関の連携支援)
 - 同業他社の雇用事例 など
- 雇用に前向きな企業には「企業支援」から雇用の提案へ。

サポセンPR動画
〈雇用開拓部門編〉



埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

(2) 企業支援

- 雇用の場の創出と就労コーディネート（就労支援機関との連携）
 - 具体的な雇用の提案やアドバイス
 - 企業における短期雇用体験の実施
 - 精神障害者雇用には、精神保健福祉士（P S W）とアドバイザーによるチーム支援
- 企業ネットワークの構築と運営、相談
 - 研修、セミナー、情報交換会など



埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

(3) 定着支援

- 職場定着支援
 - ジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣
 - 就労支援機関と連携し、企業に一定期間ジョブコーチを派遣（支援計画を策定）
 - アドバイザー、サブアドバイザーによる職場定着支援・相談
- 就労支援機関の人材育成支援
 - 就労支援機関のスキルアップ支援
 - 就労アセスメント（職業適性評価）の支援
 - 個別支援、セミナー など

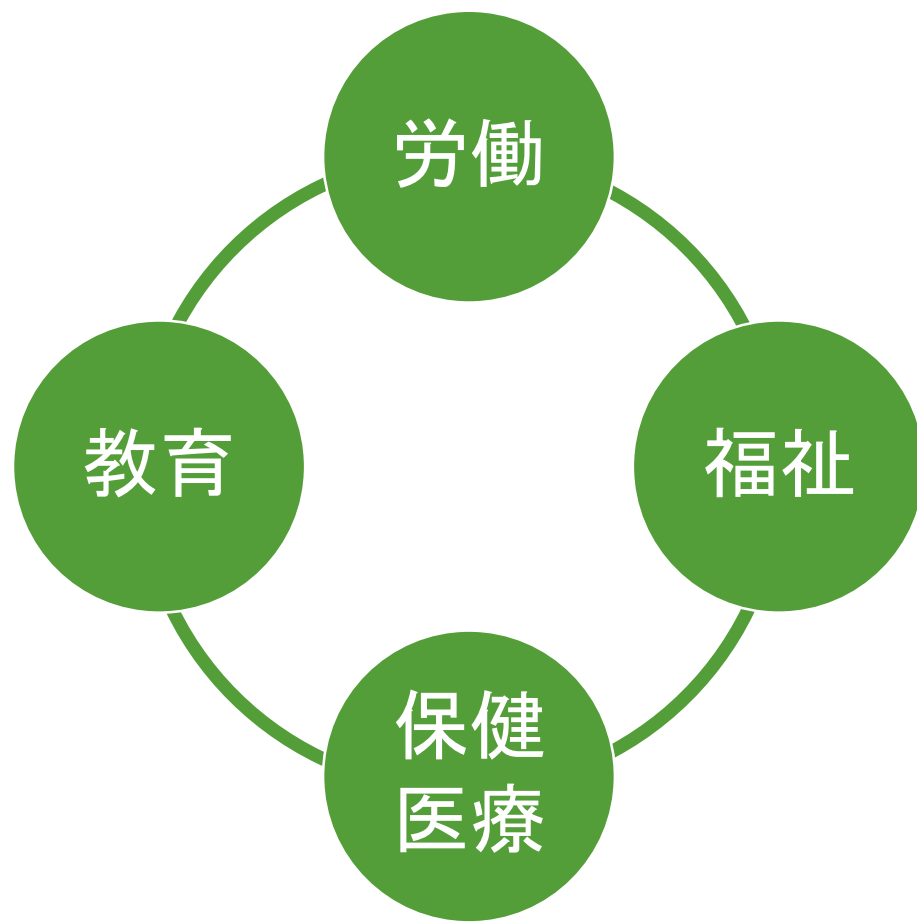


埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

(4) 最近の取組

- ICT活用型教育訓練（定着支援、R3～）
 - 知的障害のある従業員の職域拡大のため、ICTを活用した教育訓練とアセスメントを実施
- 企業伴走型雇用パッケージ支援（企業支援、R4～）
 - 重度障害者及び精神障害者の雇用促進を目的に、週20時間未満からスタートし、週20時間以上へのステップアップに向けて、専門スタッフが企業に伴走して支援

関係機関の連携



終わりに

埼玉県HP 「障害者の仕事チャレンジ」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai-map/index.html>

このサイトは、

- ・障害者を雇用したい事業主
 - ・障害の有無に関係なく、誰もが適性や能力に応じて働くことができる社会を望む方
- そんな皆さまに向けて作られています。

障害者雇用に関する様々な情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

